

尖閣諸島沖中国漁船船長逮捕事件について



三好 正弘
(愛知大学名誉教授)

平成22年(2010年、以下西暦年で示す)9月7日、尖閣諸島沖で海上保安庁巡視船「よなくに」及び「みずき」が領海侵犯の中国漁船を追跡中、この漁船に体当たりされ、漁船に接舷して海上保安官が立ち入り検査をし、船長ほか船員を逮捕し漁船を拿捕するという事件が発生した。政府はほどなく他の船員と漁船を釈放したが、船長の身柄を拘束して日本の国内法を「粛々と適用する」こととした。これに対し、中国側は当初比較的冷静に対応していたが、政府が船長の拘留を続けこれを10日間延長するに及んで、俄然強硬姿勢に転じ、駐中国日本大使を5度にわたり(そのうち1度は深夜という非常識な時刻に)呼び出すという異例の措置のほか、「白樺」ガス田開発の条約交渉(2008年の日中間の東シナ海における油田・天然ガス田共同開発の了解においてなされた約束)の延期、青少年交流の中断や観光客の渡航差止め、レアアースの対日禁輸、フジタ社員の拘束などの挙に出た。日本は9月24日、対中関係を考慮してとの理由で、唐突に船長を「処分保留」で釈放した。

中国側の言い分は、尖閣諸島(中国名は釣魚島)は古来中国の領土ゆえ、その領海において日本による船長の逮捕は不当であり、(船長の釈放後)日本に対し「謝罪と賠償」を求めると言明し、両国関係を悪化させる事態の展開の結果には日本が責任を負うとした。日本側は、中国に対する謝罪も賠償も拒否し、逆に巡視船の損害に対する原状回復を要求すると言明した。

その後も、10月中旬から10月末にかけて、中国各地で反日デモと破壊活動、日本品不買運動などの動きが見られ、平穏が回復していなかつ

たところ、11月初めに中国漁船の体当たり状況を示す44分のビデオ映像が流出し、これに先立って国会で一部の議員が視聴した6分50秒に編集された映像とは別のものが出現した。その後の調査で、第五管区海上保安部の一職員が流出させたと名乗り出た。理由は明確ではないが、事件発生からかなり遅れて短いビデオ映像が国会に提出されたことに対する不満がこういう不正規の形で出てきたということか。

この一連の事態の展開を見ると、彼我の状況に誠に不思議で不愉快な諸側面があることに気付くのである。以下、簡単にそれを示し、筆者の感想を述べてみたい。

事件発生直後から中国漁船船長の釈放あたりまでの動きを見て、まず筆者の目に奇異に映ったのは、日本のメディアの報道ぶりである。新聞では主として朝日新聞とジャパン・タイムズ、テレビでは主としてNHKとときに名古屋テレビ(テレビ朝日系か?)を見ての印象であるが、中国の情勢や主張が詳しく報道されたのに対し、日本のそれは割に少ないし詳しくもなかった。日本側の情報源たる政府の発表がそもそも少なく、かつ抑え気味という背景事情があったが、それにしても中国の情勢について事細かに報道し解説する様は、中国のスポークスマンではないかと思わせる感じがあった。これは意図せざるものかもしれないが、中国側の対日批判に対し日本側が正面から反駁しないという図式が展開され、事態の改善のために日本がどう対応すべきかと心配しなければならないという気配を読者・視聴者に暗示しており、あたかも日本側に責任があるかのような印象・心証を生み出す効果をもたらしていたように思われる。重要な日中関係を壊さぬように(このことに反対する者はいるまい)、日本側だけでなく中国側が何をすべきかということは何も言わないという、片手落ちの報道であり解説である。何人かの中国研究者もメディアに駆り出されてコメントしていたが、概ねメディアの論調と同じで、重要な日中関係を損なわないようにしなければいけないというだけで、何かをすべきなのは日本側であるというニュアンスを見せ、中国側が何をすべきかには注文を付けないで終わっていたようである。注文を付けるのを遠慮したとすれば、それは研究者としてフェアな態度ではないし、中国の姿勢に批判の余地を見出し得なかったというのなら、そ

れはもはや研究・分析の不十分であることを露呈しているというべきではないか。

果たして事は本当のところどうだったのであろうか？一般の局外者には微妙なところが見えないのが常であるが、こういふとき、我々日本人はどちらかという抑えて意思表示をする傾向があるのに対し、中国人は自然の感情表出だけでなく、共産党中央の指図に従ってのようであるが、どうやら演出効果を考えて行動するところがあるように思われる。この違いは、実は極めて大きい効果の差を生み出すことになるのである。いずれの側の意思表示もメディアを通じて提供された表現通りに世界に知れ渡ることになるが、詳しい事情を知らない地球の反対側の人々は、伝達された情報を額面通りに受け取るに違いない。それが何度も何度も繰り返されるとどういふことになるか。遠慮して、抑え気味にもの言った側が不利な立場に置かれホゾを囁んでも後の祭りである。後に形勢の挽回を図ることは不可能ではないが、それには最初から主張した場合の何倍、何十倍ものエネルギーが必要になる。我々日本人はこの意思表示の「効果を狙う」ことにもっともっと気を配る習慣を身に付けなければならない。我々はあまりにも無防備で、お人よしに過ぎる。

ここで、国際法の話に目を転じてみよう。中国の硬い姿勢は、尖閣諸島が古来中国の領土であり、その周辺の海域は中国の領海だという前提に基づいている。つまり、日本が依って立つ日本の領海という根拠に真正面からぶつかる論拠である。日本は尖閣諸島が日本の領土であることに疑いの余地がなく、従って日中間にこの島嶼を巡る領土問題は存在しないとしている。日本側の法的論拠は、簡単にいえば、1895年に閣議によってこの島嶼を沖縄の一部として編入したこと、これに対し中国側から何の抗議も表明されなかったこと、この島嶼に中国が領有の意思表示を始めたのは4分の3世紀後の1970年代に入ってからであり、それまで何の手段も講じていなかったことである。これに対し、中国は70年代以降のことが一貫して歴史的根拠を立てて領有を主張している。それでは、その歴史的根拠がどれほど正しいかということになると、論証に難しい面があることは確かであるが、幸いにして、日本の国際法学者の中に、国際法的論拠の展開に加えて、中国側の歴史的主張を逐一検

証し、見事にこれを覆した学者がいる¹。学問的にも、中国側の主張には根拠がないことが明らかになっているのである。

日本の閣議による領土編入という措置は、突如不用意になされたものでなく、その前に慎重な調査をしてどこの国もこの島嶼に領有の意思を示していないことを確認した上のことであった。「無主の地」であることを確認して、それを「新たに領有する」という法的措置をとったのである。そして、それに対して、中国を含めてどこの国からも抗議がなされなかったという厳然たる事実がある。この事実を疎かにしてはならない。国際法では、必要があるときに国家が明確な意思表示を怠ることは、その国家の落ち度であって、その結果権利を失うことがあるとされている。従って、自らに不利益となる事態が現出したときは、これに対して最低限の措置として外交的に「抗議」することが常識とされているのである。沈黙を守ることは「黙認」に通じ、黙認は積極的な「承認」と法効果は異ならない。それが国際法の常識である。このことは近代の国際裁判で繰り返し確認されてきている。中国は、このような国際法原則は植民地主義の遺制だといい、それには従う必要がないという。なるほど、これに限らず、現代国際法の諸規則・原則には植民地主義時代に形成されたものがある。それでは、それらが現代において無効になっているかといえば、多少の争いのあるものもあるが、概ね現在なお有効である。現に、中国はその版図を広げてきた自らの歴史を近代国際法原則の「実効的支配」によって根拠付けている。「実効的支配」こそが植民地主義全盛時代の産物である。これは、ある土地の領有国がその土地を一定の期間（この期間の長さは明確ではなく、ある裁判条約では50年と明記された例がある）しっかり保有・支配していないと、その間に別の国家がこれを横取りすることが許されるということで、アフリカや南米の植民地を巡る領土・国境紛争の国際判例にも例がある。一見ひどい論理のように見えるが、国際社会の法秩序の安定と維持のために一定の合理性があるから今日なお存続しているのである。都合のよいときに近代国際法原則を使い、都合の悪いときにこれを否定するのは、誠実な行為ではない。

1 尾崎重義「尖閣諸島の国際法上の地位―主としてその歴史的側面について―」、『筑波法政』第18号（その1）（1995年3月）、177-258頁。

もっと軽微な「抗議の欠如」さえが決め手になった例もある。1977年英仏大陸棚境界画定仲裁裁判において、英国南岸の8海里沖合にEddystone Rockという灯台のある無人の小島ないし岩礁があって、英国はフランスとの中間線を引くのに本土南岸の海岸線ではなくこの岩礁を起点にして測ることを主張した。フランスは、英国の主張を容れると中間線が自国寄りになるから、当然これに反対したが、裁判所は、英国が1960年代半ばにこの岩礁を起点にして漁業水域を設定した際にフランスが抗議を怠ったという事実を採り上げ、フランスの「黙認」を認定したのである。結果は、この岩礁の箇所に関する限り、中間線はフランス寄りに引かれることになった。このように、然るべきときに抗議を怠ると、それは大きな不利益に繋がる場合があるのが国際社会の掟である。

中国が尖閣諸島に領有の意思表示を始めたのは、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）の下部機関であった「アジア海洋鉱物資源共同探査調整委員会」（CCOP）が1968年秋にその近辺の海域の海底調査を行い、石油・天然ガスが賦存するという調査結果を翌年に公表したのを受けて日本、韓国、台湾がその探査・開発に向けて動き出してからであり、1970年12月4日付け『人民日報』紙上の抗議が初めての意思表示かと思われる。CCOPの報告が尖閣諸島近海の海底石油・天然ガス資源がペルシャ湾に並ぶほどの有望なものだとしたため、資源に慾目が出てきたのであろう。その後1970年代に何度か領有の意思表示を繰り返し、1978年10月に日中平和友好条約の批准書交換のために来日した鄧小平氏が、尖閣諸島の帰属について両国間にあるとする紛争の解決を次世代の知恵に任せようと発言したといわれるが、これは中国が遅れて領有の意思を表明したのに日本側が取り合わない状況で、日中間に領土紛争があるということを印象付けようとした氏一流の機知の発言であったかと思われる。

そして、1992年2月25日に第7回全国人民代表大会常任委員会第24回会合において「領海及び接続水域法」を採択し、第2条2項に中国領土の範囲を示してそこに台湾、澎湖諸島と並べて「釣魚島」を明示したのである。ところが、これに先立つ1958年9月の「領海12海里拡張宣言」（『人民日報』同年9月5日）においては、同じように中国領土の範囲を

示し台湾、澎湖諸島を明示しながら、そこには「釣魚島」が見事に抜け落ちているのである。この事実を見逃してはならない。これは、尖閣諸島が自国領であるとの認識が欠如していたことを物語る。つまり、1895年の日本の閣議による尖閣諸島編入に対する抗議の欠如に加えて、1958年9月現在でもその自国領との認識の欠如が見られるのである。それも当然で、1953年1月8日付け『人民日報』が、当たり前の如く「尖閣諸島」（と日本名で表記）を「琉球群島」の一部として扱っている事実がある。この記事は尖閣諸島問題とは無関係の文脈で書かれているので、その無意識さの中にむしろ真実が出ている。そこで、遅ればせながら領有意思をどのように示すのが効果的かを検討した結果、慌てて1992年の制定法で自国領だと示し、国際法的根拠がないものだから、古来の歴史的領有だと言い張っているのであろう。自らの法的根拠の脆弱さを意識しているからこそ、敢えて法の論理の枠を外して歴史を持ち出しているといえよう。こういう見え透いた作為は法律家の目には誤魔化しようのないものであるが、国際社会では、その主張が執拗に報道されこれに対する反駁が弱いと、執拗な主張が正しいとの印象が定着してしまう虞がある。中国の指導部は、この累積的心理効果を狙っている可能性が高い。日本側がどれほど強く、執拗に反駁するかをテストしているのかもしれない。

このような前後矛盾した論理の展開は我々日本人には気恥ずかしくて出来ないことであるが、中国人は平気でこの種の言動をとるようで、目的のためには手段を選ばないといわれる。本稿の主題とは別のことだが、日本領の沖ノ鳥島の法的地位に関して、日本がこれを正規の「島」として扱っていることを、中国はかつて評価していたことがある。おそらく、南シナ海にある多数の居住不能な島嶼で中国が自国領とする一方、ベトナムなどから領有を争われている島嶼の扱いの参考にしようとの意図からであったかと思われる。ところが、近年手の平を返したように沖ノ鳥島を目のかたきにして、これは単なる岩礁であって200海里EEZや大陸棚を持つことはできないと非難している。これは、それなりに理由のある批判ともいえるかもしれないが、ことの真相は、中国海軍が太平洋に出て活動するのに沖ノ鳥島周辺のEEZが邪魔になるということにある。国家海洋局高官の海洋法専門家が2007年に書いた論文にそのこと